論点に対する回答

	·
省 庁 名	法務省
論 点	刑事手続のデジタル化について議論するに当たり、先行して検討され
	ている家事事件等に関して、以下についてご回答ください。
	<論点①> 成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)において、 「法制審議会における民事訴訟手続のIT化の検討も踏まえつつ、2020年 度中に家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のIT化のスケジュ ールを検討する。」とあるが、当該検討の結果(結論を得られていない場 合には結論を得る時期)を示されたい。
	<論点②> 成長戦略フォローアップにおいて、「現行民事訴訟法の下でのウェブ会 議等を活用した非対面での運用について、2020年度中の全国の地裁本庁 での開始、2021年度から地裁支部での順次開始、これら状況を見ながら 高裁等での順次拡大の検討」とあるが、家事事件手続及び民事保全、執 行、倒産手続等について、現行法の下でのウェブ会議等を活用した非対 面での運用予定はあるか。

【回答】

<論点①について>

家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のIT化については、既に開始した検討を継続し、2022年度までに一定の結論を得ることとしている。

<論点②について>

最高裁判所において、現行家事事件手続法の下でのウェブ会議を活用した非対面で の運用について、2021 年度中に一部の家裁本庁(東京、大阪、名古屋、福岡)での試 行をする予定であると聞いている。